



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年4月7日金曜日 第1749号

◇ 目 次 ◇

騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正..... 293

医師の指定..... 293

指定医師の所在地の変更..... 293

医療機関の指定..... 294

指定医師の辞退の届出..... 294

指定居宅支援事業者の指定..... 294

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 294

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要..... 295

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... 295

新たな土地改良事業の施行の認可（4件）..... 296

市営土地改良事業の施行の同意（3件）..... 296

肥料登録の有効期間の更新..... 296

保安林の指定の解除..... 296

保安林予定森林..... 297

保安林の指定施業要件の変更予定（2件）..... 297

河川整備基本方針の策定（2件）..... 298

公有水面埋立工事のしゅん功認可（5件）..... 298

港湾施設の概要..... 304

道路の区域変更（一般国道494号）..... 304

道路の供用開始（ " ）..... 305

道路の区域変更（一般国道494号）..... 305

道路の供用開始（ " ）..... 305

道路の区域変更（一般国道379号）..... 306

道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）..... 306

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 306

宅地建物取引業者の業務の停止..... 306

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 306

争議行為の通知の公表..... 306

人事委員会規則

愛媛県人事委員会議事規則の一部を改正する規則..... 307

告 示

○愛媛県告示第540号

騒音環境基準地域の類型の指定（平成11年3月愛媛県告示第380号）の一部を次のように改正し、平成18年5月1日から施行する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

今治市に係る関係図面を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び今治市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第541号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
音声、言語・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	喜多医師会病院	住 元 巧	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成18年4月3日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	"	高 野 信 二	大洲市徳森字小鳥越2632 - 4	"

○愛媛県告示第542号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
和 田 崇	医療法人広仁会廣瀬病院	八幡浜市1280番地8	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地63番地	平成18年3月1日
中 川 孝	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	中川脳神経外科クリニック	大洲市東若宮8番地7	"
中 野 良 朗	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地63番地	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	"

増田 潤	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1-37	ますだクリニック	宇和島市伊吹町字シツソウ甲1155-7	平成18年3月3日
壺内 秀幸	医療法人平成会山内病院	今治市片山三丁目1-40	医療法人西条愛寿会病院	西条市福武甲158-1	平成18年3月29日

○愛媛県告示第543号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定期月日
ワタキュー薬局ミルクの里店	西予市野村町野村9号2-2		平成18年3月31日

○愛媛県告示第544号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内科	宇和島市立津島病院	船津 隆	宇和島市津島町高田丙15	平成18年3月3日
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	西窪 加緒里	東温市志津川	平成18年3月17日
肢体不自由	脳神経外科	西条市立周桑病院	小野 武志	西条市壬生川131番地	平成18年3月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小児科	〃	岩瀬 孝志	〃	〃

○愛媛県告示第545号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200240147	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番1	武村 志延	知的障害者地域生活援助	セントラル	四国中央市三島中央三丁目15番3号	平成18年3月31日

○愛媛県告示第546号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター西条店
西条市喜多川字土居部394番地 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社マルヨシセンター
香川県高松市南新町4番地の6
代表取締役 嵯峨山 由範
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルヨシセンター
香川県高松市南新町4番地の6
代表取締役 嵯峨山 由範
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年11月10日（出入口の面する県道壬生川新居浜野田線の供用開始後に開店予定）
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,924平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
100台

- イ 駐輪場の収容台数
52台
- ウ 荷さばき施設の面積
169平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
64 8立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後12時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午前0時15分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

- 平成18年3月9日
- 3 意見書の提出
- この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第547号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
コメリH&G波止浜店・ラ・ムー今治北店	今治市波止浜字高部下112-2他	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗への経路に設定している通学路の登校時間帯における安全対策に配慮すること。

○愛媛県告示第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
アイソウ伊予本店	伊予市下吾川馬塚1214番地2外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	11,231㎡	14,588㎡	平成18年11月23日	平成18年3月22日
		駐輪場の位置	店舗西側	店舗北西側		
		荷さばき施設の位置及び面積	1箇所 180㎡	2箇所 869㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後7時30分	午後9時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後7時40分まで	午前9時から午後9時30分まで		

	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から午後7時30分まで	午前7時から午後7時30分まで	
--	----------------------------	-----------------	-----------------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市神戸土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・桜木地区）の施行を平成18年3月28日認可した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・東新開地区）の施行を平成18年3月28日認可した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・相生地区）の施行を平成18年3月28日認可した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・蔵井（1）地区）の施行を平成18年3月28日認可した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・から池地区）の施

行に平成18年3月28日同意した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田中地区）の施行に平成18年3月28日同意した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・おといで地区）の施行に平成18年3月28日同意した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第556号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年4月9日	愛媛県第1251号	炭酸カルシウム肥料	園芸用粒状苦土石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 10.0	公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1446番地2

○愛媛県告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西条市黒瀬字篠辺谷乙254の6、乙288の10、乙288の12、字薄ヶ瀬乙338の4、乙338の5、字落合乙340の17、西之川字老野丁79の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第558号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市玉川町龍岡上字大田丁27の2、字石ヶ内丁96、丁98の1、丁116、丁117、丁118の1、丁120の3、丁121、丁122の1から丁122の3まで、丁170、丁173、丁180の9、丁180の14、丁180の18、字石ヶ内奥丁182、丁187、丁189の2、字力石丁222の1、字中ノ村丁325の2、丁327の2、玉川町木地字イノ谷辛5の4、字上ミ成己699、玉川町鈍川字カケ谷庚736
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第559号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
今治市玉川町龍岡上字岩門丁434の1、丁434の8
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字大田奥丁181の1、字石ヶ内奥丁189の1、字藤子丁190の1から丁190の6まで、字藤ヶ峰丁198の1、丁198の2、字松原谷丁213の1、丁213の6、丁213の21、丁213の29、丁213の42、字力石丁253、字ゴヨウノ谷丁254の1、丁254の4から丁254の6まで、字流し谷丁255の1から丁255の3まで、字中通りラク丁411の1、丁411の2、字中ノ村ケタ丁416の1、字ハナピラ丁423の1から丁423の3まで、字鳴野丁424の1から丁424の3まで、字岩門丁427の4、丁427の8、丁427の12、丁427の16、丁427の20、丁427の21、丁429、字ヤゲン谷丁435の1、丁435の5、丁435の6、丁435の9、字大平谷丁436の1、字島ヶ谷丁446の4、字ウトウ谷丁444の6、丁444の11、丁444の14、字下谷丁452、玉川町龍岡下字スマヤタニ丁259の1、丁259の32、丁267の1、字能智丁390の1、丁390の6、丁390の12

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第560号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市小松町新屋敷字半吉谷乙12の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市小松町新屋敷字本谷乙21の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本谷乙21の1(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及
び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供
する。)

○愛媛県告示第561号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基
づき、渦井川水系に係る二級河川について、河川整備基本方
針を策定した。

その関係図書を愛媛県庁及び西条地方局建設部に備え置い
て縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第562号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基
づき、尻無川水系に係る二級河川について、河川整備基本方
針を策定した。

その関係図書を愛媛県庁及び西条地方局建設部に備え置い
て縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第563号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という
。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する
工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所にお
いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧するこ
とができる。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- 今治市
今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智 忍

今治市大西町脇1032番地1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市宮窪町宮窪2395番から同2540番までの地先公有
水面

(2) 区域

次の1点から39点までを順次直線で結んだ線並びに39
点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+
3.84メートル)の陸と公有水面との接する線により囲ま
れた区域

基点(今治市宮窪町宮窪1904番4地先の物揚場基準点
鉾)は、北緯34度10分17秒6504、東経133度04分47秒91
32の地点

1点は、基点から真北312度43分28秒24.52メートル
の地点

2点は、1点から真北223度56分41秒5.22メートルの
地点

3点は、2点から真北223度56分25秒11.96メートル
の地点

4点は、3点から真北223度56分49秒2.03メートルの
地点

5点は、4点から真北223度56分14秒1.52メートルの
地点

6点は、5点から真北304度54分46秒10.23メートル
の地点

7点は、6点から真北306度32分02秒8.69メートルの
地点

8点は、7点から真北305度41分24秒6.11メートルの
地点

9点は、8点から真北307度45分42秒3.72メートルの
地点

10点は、9点から真北307度45分41秒4.02メートルの
地点

11点は、10点から真北307度45分47秒23.73メートル
の地点

12点は、11点から真北310度08分33秒12.19メートル
の地点

13点は、12点から真北310度00分34秒2.52メートルの
地点

14点は、13点から真北314度04分28秒8.84メートルの
地点

15点は、14点から真北314度03分22秒2.01メートルの
地点

16点は、15点から真北314度34分32秒0.85メートルの
地点

17点は、16点から真北357度07分01秒3.20メートルの
地点

18点は、17点から真北357度07分22秒1.75メートルの
地点

19点は、18点から真北315度31分29秒4.71メートルの
地点

20点は、19点から真北316度45分28秒5.00メートルの

地点

21点は、20点から真北 317 度25分43秒 39.73メートルの地点

22点は、21点から真北 317 度21分22秒4.00メートルの地点

23点は、22点から真北 317 度22分41秒 18.16メートルの地点

24点は、23点から真北 318 度24分54秒4.99メートルの地点

25点は、24点から真北 319 度32分16秒5.54メートルの地点

26点は、25点から真北 321 度21分03秒5.00メートルの地点

27点は、26点から真北 322 度52分43秒5.01メートルの地点

28点は、27点から真北 324 度17分35秒4.99メートルの地点

29点は、28点から真北 325 度55分49秒2.63メートルの地点

30点は、29点から真北 329 度53分23秒2.93メートルの地点

31点は、30点から真北 329 度53分50秒3.97メートルの地点

32点は、31点から真北 329 度53分13秒5.29メートルの地点

33点は、32点から真北 308 度59分33秒1.37メートルの地点

34点は、33点から真北 329 度12分11秒3.83メートルの地点

35点は、34点から真北 338 度15分31秒0.53メートルの地点

36点は、35点から真北62度04分57秒 21.67メートルの地点

37点は、36点から真北61度58分38秒6.92メートルの地点

38点は、37点から真北 152 度02分51秒 40.85メートルの地点

39点は、38点から真北 152 度03分03秒6.55メートルの地点

(3) 面積

4,944.30平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年2月16日 愛媛県指令61河第1066号

4 しゅん功認可年月日

平成18年4月7日

○愛媛県告示第564号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

代表者 上島町長 上村 俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番地 5

2 埋立区域

(1) 位置

ア 第1工区

越智郡上島町生名4659番の地先公有水面

イ 第2工区

越智郡上島町生名4660番3の地先公有水面

ウ 第3工区

越智郡上島町生名4660番3の地先公有水面

エ 第4工区

越智郡上島町生名4660番3の地先公有水面

オ 第5工区

越智郡上島町生名4660番3の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の①点から③点までを順次直線で結んだ線及び③点と①点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（T.P. + 1.83メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点は、北緯34度15分27秒、東経 133 度10分26秒の地点

①点は、基点から真北 122 度42分03秒180.06メートルの地点

②点は、①点から真北 136 度06分52秒8.51メートルの地点

③点は、②点から真北 136 度06分56秒 19.32メートルの地点

イ 第2工区

次の①点から⑥点までを順次直線で結んだ線及び⑥点と①点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（T.P. + 1.83メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点は、北緯34度15分27秒、東経 133 度10分26秒の地点

①点は、基点から真北 124 度16分00秒241.66メートルの地点

②点は、①点から真北 110 度13分26秒6.48メートルの地点

③点は、②点から真北 104 度45分48秒8.12メートルの地点

④点は、③点から真北 102 度55分42秒4.34メートルの地点

⑤点は、④点から真北55度25分19秒2.76メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 105 度02分43秒 13.91メートルの地点

ウ 第3工区

次の①点から③点までを順次直線で結んだ線及び③点と①点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(T.P.+1.83メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点は、北緯34度15分27秒、東経133度10分26秒の地点

①点は、基点から真北120度02分55秒299.41メートルの地点

②点は、①点から真北106度08分54秒19.51メートルの地点

③点は、②点から真北110度04分04秒21.23メートルの地点

エ 第4工区

次の①点から⑤点までを順次直線で結んだ線及び⑤点と①点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(T.P.+1.83メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点は、北緯34度15分27秒、東経133度10分26秒の地点

①点は、基点から真北117度59分57秒366.17メートルの地点

②点は、①点から真北109度53分35秒26.00メートルの地点

③点は、②点から真北107度07分34秒9.40メートルの地点

④点は、③点から真北102度33分41秒9.50メートルの地点

⑤点は、④点から真北98度25分28秒8.79メートルの地点

オ 第5工区

次の①点から⑤点までを順次直線で結んだ線及び⑤点と①点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(T.P.+1.83メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点は、北緯34度15分27秒、東経133度10分26秒の地点

①点は、基点から真北116度27分53秒419.52メートルの地点

②点は、①点から真北93度42分55秒8.64メートルの地点

③点は、②点から真北89度54分29秒8.10メートルの地点

④点は、③点から真北84度36分22秒14.00メートルの地点

⑤点は、④点から真北80度11分04秒6.40メートルの地点

(3) 面積

- 第1工区 58.94平方メートル
- 第2工区 211.81平方メートル
- 第3工区 163.53平方メートル
- 第4工区 502.05平方メートル
- 第5工区 150.64平方メートル

合計 1,086.97平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和59年1月10日 愛媛県指令58河第767号

4 しゅん功認可年月日

平成18年4月7日

○愛媛県告示第565号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

第1工区

宇和島市遊子3931番地先から同4048番2地先までの公有水面

第2工区

宇和島市遊子4263番地先から同4394番1地先までの公有水面

第6工区

宇和島市遊子4835番2地先から同4869番2地先までの公有水面

(2) 区域

第1工区

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに1点と1点を結ぶ春分及び秋分満潮位(T.P.+0.925メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市遊子3931番地先に設置した金属錐)は、北緯33度11分32秒、東経132度27分20秒の地点

1点は、基点から真北99度56分40秒9.47メートルの地点

2点は、1点から真北132度49分07秒12.21メートルの地点

3点は、2点から真北138度16分36秒16.20メートルの地点

4点は、3点から真北139度43分30秒19.86メートルの地点

5点は、4点から真北139度52分07秒7.43メートルの地点

6点は、5点から真北139度52分36秒2.60メートルの地点

7点は、6点から真北139度10分28秒0.57メートルの

地点

8点は、7点から真北 141 度13分42秒4.59メートルの地点

9点は、8点から真北 143 度05分06秒2.72メートルの地点

10点は、9点から真北 143 度18分26秒2.07メートルの地点

11点は、10点から真北 143 度18分35秒5.17メートルの地点

第2工区

次の1点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.925メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市遊子4221番地先に設置した金属鈹）は、北緯33度11分25秒、東経 132 度27分25秒の地点

1点は、基点から真北 238 度13分38秒9.99メートルの地点

2点は、1点から真北67度36分45秒1.42メートルの地点

3点は、2点から真北 159 度15分40秒72.09メートルの地点

4点は、3点から真北 160 度07分38秒10.20メートルの地点

5点は、4点から真北 158 度18分53秒41.59メートルの地点

第6工区

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.925メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市遊子4385番1地先に設置した金属鈹）は、北緯33度11分00秒、東経 132 度27分33秒の地点

1点は、基点から真北 129 度58分04秒21.01メートルの地点

2点は、1点から真北58度28分59秒3.03メートルの地点

3点は、2点から真北 143 度01分40秒14.18メートルの地点

4点は、3点から真北 135 度46分42秒7.05メートルの地点

5点は、4点から真北 123 度23分39秒5.05メートルの地点

6点は、5点から真北 116 度25分36秒7.37メートルの地点

(3) 面積

1,023.88平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和54年4月6日 愛媛県指令河第45号

4 しゅん功認可年月日

平成18年4月7日

○愛媛県告示第566号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市遊子4443番2地先から同4464番地先まで及び宇和島市遊子4465番地先から同4746番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から2点までを順次直線で結んだ線及び2点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.925メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに3点から45点までを順次直線で結んだ線及び45点と3点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.925メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市遊子4443番2地先に設置した金属鈹）は、北緯33度11分14秒、東経 132 度27分30秒の地点

1点は、基点から真北 230 度20分13秒6.95メートルの地点

2点は、1点から真北 237 度35分07秒45.66メートルの地点

3点は、2点から真北 238 度17分54秒24.090メートルの地点

4点は、3点から真北 148 度01分21秒2.64メートルの地点

5点は、4点から真北 237 度44分23秒3.89メートルの地点

6点は、5点から真北 325 度26分41秒2.32メートルの地点

7点は、6点から真北 236 度17分32秒6.29メートルの地点

8点は、7点から真北 229 度24分24秒4.70メートルの地点

9点は、8点から真北 221 度27分42秒4.79メートルの地点

10点は、9点から真北 217 度58分36秒7.81メートルの地点

11点は、10点から真北 213 度59分15秒3.02メートルの地点

12点は、11点から真北 206 度48分02秒4.99メートルの

地点

13点は、12点から真北 199 度38分01秒5 .84メートルの

地点

14点は、13点から真北 197 度39分23秒6 .19メートルの

地点

15点は、14点から真北 194 度23分50秒4 .24メートルの

地点

16点は、15点から真北 190 度55分17秒6 .85メートルの

地点

17点は、16点から真北 184 度35分27秒 12 .18メートルの

地点

18点は、17点から真北 178 度01分12秒 12 .28メートルの

地点

19点は、18点から真北 174 度33分43秒 13 .52メートルの

地点

20点は、19点から真北 170 度14分23秒4 .83メートルの

地点

21点は、20点から真北 166 度10分31秒4 .42メートルの

地点

22点は、21点から真北 160 度05分37秒9 .40メートルの

地点

23点は、22点から真北 156 度38分54秒4 .99メートルの

地点

24点は、23点から真北 153 度11分25秒4 .01メートルの

地点

25点は、24点から真北 146 度52分33秒7 .39メートルの

地点

26点は、25点から真北 142 度59分46秒 18 .96メートルの

地点

27点は、26点から真北 142 度12分17秒9 .62メートルの

地点

28点は、27点から真北 134 度56分25秒5 .08メートルの

地点

29点は、28点から真北 129 度59分19秒5 .00メートルの

地点

30点は、29点から真北 127 度24分30秒9 .08メートルの

地点

31点は、30点から真北 120 度46分20秒6 .04メートルの

地点

32点は、31点から真北 116 度29分33秒7 .00メートルの

地点

33点は、32点から真北 118 度22分28秒 13 .01メートルの

地点

34点は、33点から真北 121 度58分04秒3 .41メートルの

地点

35点は、34点から真北 124 度06分34秒4 .01メートルの

地点

36点は、35点から真北 127 度42分15秒4 .06メートルの

地点

37点は、36点から真北 133 度48分52秒8 .03メートルの

地点

38点は、37点から真北 140 度47分08秒4 .04メートルの

地点

39点は、38点から真北 146 度35分42秒4 .05メートルの
地点40点は、39点から真北 151 度37分03秒4 .03メートルの
地点41点は、40点から真北 157 度44分08秒4 .07メートルの
地点42点は、41点から真北 165 度18分37秒4 .01メートルの
地点43点は、42点から真北 169 度32分38秒1 .85メートルの
地点44点は、43点から真北 169 度32分06秒2 .20メートルの
地点45点は、44点から真北 175 度11分29秒2 .06メートルの
地点

(3) 面積

1 .081 27平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和59年1月27日 愛媛県指令58河第763号

4 しゅん功認可年月日

平成18年4月7日

○愛媛県告示第567号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市坂下津甲109番1地先から同甲99番1地先まで及び宇和島市坂下津甲37番3地先から同丙11番2地先まで及び宇和島市坂下津丙11番2地先から同甲22番1地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から46点までを順次直線で結んだ線及び46点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに47点から74点までを順次直線で結んだ線及び74点と47点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに75点から79点までを順次直線で結んだ線及び79点と75点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市坂下津甲21番1地先に設置された金属
 錕）は、北緯33度12分57秒、東経132度32分14秒の地点
 1点は、基点から真北114度53分29秒90.46メートル
 の地点
 2点は、1点から真北214度15分45秒9.18メートルの
 地点
 3点は、2点から真北210度08分48秒10.06メートル
 の地点
 4点は、3点から真北204度01分02秒5.96メートルの
 地点
 5点は、4点から真北205度01分40秒15.57メートル
 の地点
 6点は、5点から真北204度52分57秒9.98メートルの
 地点
 7点は、6点から真北203度31分44秒5.09メートルの
 地点
 8点は、7点から真北292度21分59秒3.48メートルの
 地点
 9点は、8点から真北203度19分19秒3.75メートルの
 地点
 10点は、9点から真北203度55分36秒4.32メートルの
 地点
 11点は、10点から真北114度37分23秒3.53メートルの
 地点
 12点は、11点から真北203度16分24秒6.71メートルの
 地点
 13点は、12点から真北202度59分11秒4.54メートルの
 地点
 14点は、13点から真北200度30分50秒5.67メートルの
 地点
 15点は、14点から真北198度17分46秒7.18メートルの
 地点
 16点は、15点から真北198度13分29秒5.66メートルの
 地点
 17点は、16点から真北197度10分39秒4.37メートルの
 地点
 18点は、17点から真北196度21分37秒5.05メートルの
 地点
 19点は、18点から真北194度36分34秒4.12メートルの
 地点
 20点は、19点から真北190度45分15秒3.14メートルの
 地点
 21点は、20点から真北187度12分47秒3.82メートルの
 地点
 22点は、21点から真北184度53分00秒2.74メートルの
 地点
 23点は、22点から真北184度27分39秒3.82メートルの
 地点
 24点は、23点から真北182度31分09秒4.65メートルの
 地点
 25点は、24点から真北181度01分05秒1.04メートルの
 地点
 26点は、25点から真北270度24分31秒1.10メートルの

地点
 27点は、26点から真北183度36分16秒9.06メートルの
 地点
 28点は、27点から真北97度34分11秒0.98メートルの地
 点
 29点は、28点から真北192度53分15秒6.13メートルの
 地点
 30点は、29点から真北196度49分16秒4.19メートルの
 地点
 31点は、30点から真北197度38分24秒3.18メートルの
 地点
 32点は、31点から真北198度56分22秒3.58メートルの
 地点
 33点は、32点から真北200度38分09秒3.67メートルの
 地点
 34点は、33点から真北202度49分23秒3.17メートルの
 地点
 35点は、34点から真北205度27分06秒4.81メートルの
 地点
 36点は、35点から真北206度12分07秒2.34メートルの
 地点
 37点は、36点から真北211度48分16秒2.87メートルの
 地点
 38点は、37点から真北215度44分46秒2.86メートルの
 地点
 39点は、38点から真北221度34分28秒2.98メートルの
 の地点
 40点は、39点から真北233度09分32秒2.97メートルの
 地点
 41点は、40点から真北335度25分20秒2.24メートルの
 地点
 42点は、41点から真北244度04分23秒7.48メートルの
 地点
 43点は、42点から真北157度37分08秒2.24メートルの
 地点
 44点は、43点から真北157度34分32秒0.89メートルの
 地点
 45点は、44点から真北154度30分15秒1.14メートルの
 地点
 46点は、45点から真北154度31分02秒4.84メートルの
 地点
 47点は、46点から真北298度58分02秒60.55メートル
 の地点
 48点は、47点から真北53度43分51秒3.24メートルの地
 点
 49点は、48点から真北49度44分45秒1.95メートルの地
 点
 50点は、49点から真北325度02分17秒1.43メートルの
 地点
 51点は、50点から真北14度40分29秒0.19メートルの地
 点
 52点は、51点から真北326度25分18秒2.51メートルの
 地点

53点は、52点から真北 331 度05分14秒2 53メートルの地点
 54点は、53点から真北 333 度59分14秒2 61メートルの地点
 55点は、基点から真北 339 度15分00秒2 .13メートルの地点
 56点は、55点から真北 342 度32分52秒2 34メートルの地点
 57点は、56点から真北 342 度24分09秒1 66メートルの地点
 58点は、57点から真北 347 度55分18秒4 .11メートルの地点
 59点は、58点から真北 352 度10分32秒2 69メートルの地点
 60点は、59点から真北 354 度19分39秒1 67メートルの地点
 61点は、60点から真北 0 度47分43秒7 .02メートルの地点
 62点は、61点から真北 5 度30分08秒3 .16メートルの地点
 63点は、62点から真北 7 度37分17秒1 .70メートルの地点
 64点は、63点から真北 7 度48分56秒8 55メートルの地点
 65点は、64点から真北 7 度44分31秒 20 24メートルの地点
 66点は、65点から真北 7 度25分29秒 13 50メートルの地点
 67点は、66点から真北 4 度35分02秒6 58メートルの地点
 68点は、67点から真北 8 度26分21秒1 .05メートルの地点
 69点は、68点から真北95度24分10秒0 80メートルの地点
 70点は、69点から真北 6 度53分13秒1 47メートルの地点
 71点は、70点から真北11度00分53秒1 45メートルの地点
 72点は、71点から真北 280 度17分43秒0 83メートルの地点
 73点は、72点から真北 7 度58分17秒2 .06メートルの地点
 74点は、73点から真北10度40分06秒 24 21メートルの地点

75点は、74点から真北 348 度51分49秒 15 .13メートルの地点
 76点は、75点から真北97度30分56秒2 80メートルの地点
 77点は、76点から真北 4 度12分14秒 19 87メートルの地点
 78点は、77点から真北 284 度58分21秒2 .71メートルの地点
 79点は、78点から真北 8 度43分13秒3 25メートルの地点

(3) 面積

1 566 .71平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和54年 1月16日 愛媛県指令53河第 762 号

4 しゅん功認可年月日

平成18年 4月7日

○愛媛県告示第 568 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定に基づき、波方港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成18年 4月7日

愛媛県知事 加戸守行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
泊 地	今治市波方町波方甲16 14番3地先	面積 8,000平方メートル 水深 5.0メートル
護 岸	今治市波方町波方甲16 14番3地先	延長 30.0メートル
護 岸	今治市波方町波方乙48 1番50地先	延長 65.0メートル
岸 壁	今治市波方町波方甲16 14番3地先	水深 5.0メートル 延長 160.0メートル 取付護岸延長 15.0メートル
臨 港 道 路	起点 今治市波方町波 方甲1614番3地 先 終点 今治市波方町波 方乙481番50地 先	延長 284.0メートル 幅員 8.0メートル 構造 アスファルト舗装
野 積 場	今治市波方町波方甲16 14番3地先	面積 2,016.08平方メートル
野 積 場	今治市波方町波方乙48 1番50地先	面積 3,424.60平方メートル
野 積 場	今治市波方町波方乙48 1番50地先	面積 1,664.20平方メートル

○愛媛県告示第 569 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 4月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3896番2から 同町東川3884番3まで	旧	メートル 4.7~6.9	キロメートル 0.065	
			新	7.7~33.0	0.065	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川3884番4から 同町東川3883番2まで	旧	4.5~9.9	0.113	
			新	11.1~32.7	0.113	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川3844番2から 同町東川3840番2まで	旧	4.4~9.0	0.358	
			新	6.3~26.4	0.358	

○愛媛県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3896番2から 同町東川3884番3まで	平成18年4月7日
"	"	上浮穴郡久万高原町東川3884番4から 同町東川3883番2まで	"
"	"	上浮穴郡久万高原町東川3844番2から 同町東川3840番2まで	"

○愛媛県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方3075番5から 同町笠方2771番5まで	旧	メートル 4.8~18.0	キロメートル 0.169	
			新	6.4~53.0	0.169	

○愛媛県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方3075番5	平成18年4月7日

○愛媛県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	379号	伊予郡砥部町総津2241番から 同町総津2240番1まで	旧	メートル 19.5～56.2	キロメートル 0.052	
			新	19.5～49.5	0.052	

○愛媛県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字大成乙51番7から 同字乙47番3まで	平成18年4月7日

○愛媛県告示第575号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、川之江都市計画道路3・5・8塩谷小山線の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

の規定に基づき、平成18年3月26日から平成19年3月25日まで次の者に係る宅地建物取引業務の全部の停止を命じた。
平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号
有限会社 信誠不動産	重 成 正 則	松山市越智町166番地5	愛媛県知事(8) 第2559号

○愛媛県告示第576号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年3月29日	特定非営利活動法人 グループホームしいのみ	村 上 康 彦	松山市緑町一丁目7番地15号	本法人は高齢者の個性を大切にしながらグループホームの運営をはじめ、痴呆症に関する情報の提供を行うことにより、高齢者が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年3月27日あったので公

表する。

平成18年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 事件 平成18年度賃金引き上げ、その他に関する事項

- 2 日時 平成18年4月10日正午より本問題が解決に至る間
3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲 786 - 13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為
を単独又は併用して実施する。

人事委員会規則

○人事委員会規則 2 - 20

愛媛県人事委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月7日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会議事規則(愛媛県人事委員会規則 2 - 0)
)の一部を次のように改正する。

第8条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--